明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（**財務**五九）　一

○学校教育法施行規則の一部を改正する省令（**文部科学**三〇）　二

〔告　示〕

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学及び就学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件（**法務**三七八）　二

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の研修の在留資格に係る基準の規定に基づき研修を定める件（**同**三七九）

○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の研修の在留資格に係る基準の規定に基づき研修を定める件の一部を改正する件（**同**三八〇）

○不動産登記規則等の一部を改正する省令附則第三条第二項の規定に基づき事務を指定する件（**同**三八一）

○教育関係共同利用拠点の認定等に関する規程を定める件（**文部科学**一五五）

○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（**農林水産**一一八～一一二五）

○中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を登録した件（**経済産業**二七〇）

○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十三条第三項の規定に基づき氏名に係る登録簿の変更をした件（**同**二七一）

○特定離島路線の指定に関する告示の一部を改正する件（**国土交通**九〇八）

○都市公園を設置すべき区域を定めた件（**同**九〇九）

○水路測量の実施に関する件（**海上保安庁**二三〇）

○都市計画に関する件（**関東地方整備局**二八八）

○道路に関する件（**中部地方整備局**一一五）

○浄化槽の型式を認定した件（**同**一一六、一一七）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣府　法務省　最高裁判所

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

産　業

日本工業規格
（経済産業省、国土交通省）

国土調査の実施に関する公示
（国土交通省）

〔資　料〕

平成二十一年六月中国際収支状況（速報）及び平成二十一年上半期中国際収支状況（速報）（財務省）

〔公　告〕

諸事項

官庁

財団、有権者申出方、司法書士懲戒処分、個別労働関係紛争解決手続実施団体指定の公示、農地の買収前の所有者等への売払通知に代える公告関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係

地方公共団体

公債抽せん（東京都区）関係

会社その他

省　令

○財務省令第五十九号

国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）附則第十二条の二の規定に基づき、国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年八月二十日

財務大臣　与謝野　馨

国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令

国家公務員共済組合法施行規則（昭和三十三年大蔵省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第百十四条の三十三第二項中「規定する補給支援活動」の下に「、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）第七条第二項第一号に規定する海賊対処行動」を加え、「第五条第一項第五号(1)」を「第五条第一項第五号(1)」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十一年七月二十四日から適用する。

○文部科学省令第三十号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百四十二条の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年八月二十日

文部科学大臣　塩谷　立

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「・百四十三条」を「―百四十三条の三」に改める。

第百四十三条の次に次の一条を加える。

第百四十三条の二　大学における教育に係る施設は、教育上支障がないと認められるときは、他の大学の利用に供することができる。

2　前項の施設を他の大学の利用に供する場合において、当該施設が大学教育の充実に特に資するときは、教育関係共同利用拠点として文部科学大臣の認定を受けることができる。

附　則

この省令は、平成二十一年九月一日から施行する。